

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	豊橋市

豊橋市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 豊橋市産業部農業支援課
 所 在 地 愛知県豊橋市今橋町 1 番地
 電 話 番 号 0 5 3 2 - 5 1 - 2 4 7 4
 F A X 番 号 0 5 3 2 - 5 6 - 5 1 3 0
 メールアドレス nogyoshien@city.toyohashi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、ヌートリア、アライグマ、タヌキ、キツネ、アナグマ、スズメ、ハシブトカラス、ハシボソカラス、ヒヨドリ、ムクドリ、カワウ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	豊橋市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲、果樹、野菜、山菜類	金額：2,895千円 面積：10.3ha
ニホンジカ	果樹	金額：412千円 面積：0.08ha
ニホンザル	果樹、野菜	金額：7千円 面積：0.02ha
ハクビシン	果樹、野菜	金額：3,126千円 面積：0.98ha
ヌートリア	水稲、果樹、野菜	金額：1,117千円 面積：8.1ha
アライグマ	果樹、野菜	金額：25千円 面積：0.18ha
タヌキ	果樹、野菜	金額：58千円 面積：0.14ha
キツネ	野菜	金額：70千円 面積：0.25ha
アナグマ	野菜	金額：39千円 面積：0.04ha
スズメ	水稲、果樹、野菜	金額：927千円 面積：2.98ha
ハシブトカラス ハシボソカラス	果樹、野菜	金額：10,628千円 面積：58.01ha
ヒヨドリ	果樹、野菜	金額：18,203千円 面積：97.57ha
ムクドリ	果樹、野菜	金額：696千円 面積：9.35ha
カワウ	魚類	金額：129千円

(2) 被害の傾向

本市の被害傾向として、鳥類による被害に加え、市内北部及び南東部におけるイノシシ等の大型獣類やハクビシン、市内の西部から河川流域におけるヌートリア等の小型獣類の被害がみられる。鳥類については、特定猟具使用禁止区域の拡大以降、駆除が進みにくいこともあり、銃器以外による駆除も行っていくことが求められている。

・イノシシ

個体数の減少傾向がみられるが、豚熱対策と併せて継続した駆除が必要。水稻、果樹、筍等の作物被害だけでなく、畦畔の掘り起こし被害や果樹の枝折り被害も出ているため、春から秋にかけての期間だけでなく、通年での警戒が必要となっている。

・ニホンジカ

北部地区に生息が確認されており、春は果樹の新芽や樹皮、夏から秋にかけては果実への食害が見られる。農家からの聞き取りでは、ニホンジカを群れで見かける機会が増えており、個体数が増加し、出没地域も拡大傾向にあると思われる。

・ニホンザル

北部地区や南部地区中心に離れサルが度々目撃されており、果実や野菜への食害が見られる。農家からの聞き取りでは、年々見かける機会が増えたとの話もあり、出没地域も拡大傾向にあると思われる。

・ハクビシン

市内全域において生息が確認されており、特に果樹、野菜への被害が大きなものとなっている。施設栽培作物の被害も出てきており、通年での警戒を必要とする。

・ヌートリア

市内西部の水田地帯だけでなく、河川流域中心に市内各所で目撃情報が多数寄せられるようになった。水稻、露地野菜を中心に被害が出ており、通年での警戒を必要とする。また、生態系に影響を及ぼす特定外来生物であり、生物多様性や市民生活への被害も懸念される。

・アライグマ

これまで大きな被害は出てこなかったが、北部及び南部において、年間数頭が捕獲されており、初期段階での対策が必要といえる。また、生態系に影響を及ぼす特定外来生物であり、生物多様性や市民生活への被害も懸念される。

・タヌキ

被害が増加傾向にあり、北部及び南部において、目撃情報、駆除依頼が増加。被害が拡大する前の初期段階での対策が必要といえる。

・キツネ

これまで大きな被害は出てこなかったが、南部を中心に、目撃情報が増加しており、被害が拡大する前の初期段階での対策が必要といえる。

- ・アナグマ
これまで大きな被害は出てこなかったが、南部を中心に、目撃情報が増加しており、被害が拡大する前の初期段階での対策が必要といえる。
- ・スズメ
市内全域で被害が出ており、主に水稻に被害が集中している。
- ・カラス（ハシボソカラス、ハシブトカラス）
果樹、野菜、畜産等市内全域かつ多品目での被害が出ている。特に、北部の果樹や南部の露地野菜では、銃による駆除だけでは対応が難しく、捕獲檻も活用し捕獲を推進する。
- ・ムクドリ
市内全域で報告があがっており、果樹、野菜に被害が集中している。
- ・ヒヨドリ
市内全域で報告があがっており、果樹、野菜に被害が集中している。
- ・カワウ
豊川水系で多くみられ、カワウの食害による放流アユや川魚などの被害が出ている。

（３）被害の軽減目標等

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年）
農作物被害面積	190.1 ha	171.1 ha
農作物被害金額	38,441 千円	34,597 千円
カワウによる漁業被害額	129千円	116千円
地域捕獲団体による年間有害鳥類駆除数	663羽	730羽

※（１）に示した鳥獣以外の鳥獣による被害も含む。

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・広域狩猟連合豊橋支部への駆除委託等により、銃器及び罠による捕獲を実施。 ・駆除活動従事者を増加させるため、地域捕獲団体による捕獲活動を推進。	・狩猟者の減少 ・近隣自治体との連携 ・銃器による捕殺が可能な区域が減少しており、対策が必要 ・罠による捕獲にかかる日常管理の仕組みづくり
防護柵の設置等に関する取組	・侵入防止柵としての電気柵やワイヤーメッシュ柵の設置を実施。 ・設置自治会と管理委託契約を締結	・防護柵設置を地域ぐるみで行う際、問題意識の共有が進んでいないため、連携して広範囲設置までに至る地域が少ない。 ・鳥獣害対策や自己防衛意識の地域による格差が大きい。

生息環境管理その他の取組	・放任果樹の除去や鳥獣対策を意識した農地環境作りの啓発を推進。	・出没地域に隣接するか、実害が出ているかによって問題意識に差がある。
--------------	---------------------------------	------------------------------------

(5) 今後の取組方針

被害の現状を踏まえると、前計画策定時と比べ個体数の増加には鳥獣の種類によってばらつきがあると推察される。

また、近隣地区からの移入も起こっていると考えられるため、被害状況が顕在化していない種においても目撃情報等に基づき対象としていく。

本計画に関わらず、今後、生息調査等を重ねる中で生息及び被害が確認された鳥獣においては、適宜、計画に追加することを検討し、狩猟免許保持者を中心とした地域ぐるみの捕獲体制の普及と整備を継続する。

農業者・漁協関係者からの通報に基づく対処捕獲も行うが、協議会等の場での検討を契機とし、関係諸機関との連携を密にし、通報等情報網をより強固にするとともに、近隣市町との連携についてもこれまで以上に行っていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣の捕獲体制として、豊橋市より広域狩猟連合豊橋支部へ委託して実施する。

併せて、第二種特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整も行っていく。

また、地域で取り組む被害対策組織の新設および組織活動を支援すべく、講習会の開催や捕獲檻等の貸し出しを行っていく。

また、生活環境被害を与えるおそれがある特定外来生物であるアライグマ、ヌートリアは環境部局の事業においても捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年 ～ 令和6年	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン ヌートリア アライグマ タヌキ キツネ アナグマ	必要に応じて、捕獲檻を追加導入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
○イノシシ【480頭/年】 被害が依然として多発しているため、捕獲目標を480頭とし、被害減少を図る。 ○ニホンジカ【100頭/年】 近年、個体群の目撃情報や、駆除依頼件数も増加しているため、年間100頭程度の捕獲を目標としていく。 ○ニホンザル【10頭/年】 近年、目撃情報や、相談件数も増加しているため、年間10頭程度の捕獲を目標としていく。 ○ハクビシン【180頭/年】 主に果樹農家より被害報告が寄せられており、市内全域の生息分布となっている。継続的な捕獲を行っているが被害が減らない状況にあるため、年間180頭を目標に捕獲を推進する。 ○ヌートリア【180頭/年】 近年、水稻、露地野菜を中心に被害報告が寄せられており、目撃情報も市内全域に広がり、駆除依頼件数も急激に増加しているため、捕獲目標を年間180頭とし、捕獲を推進する。 ○アライグマ【40頭/年】 他の小型獣（ハクビシン等）による被害と思われていたが本市においても被害が確認されたため、年間40頭の捕獲を目標とする。 ○タヌキ【180頭/年】 近年、目撃情報や露地野菜を中心に被害報告が寄せられているため、年間180頭の捕獲を目標に捕獲を推進する。 ○キツネ【40頭/年】 近年、目撃情報や露地野菜を中心に被害報告が寄せられているため、年間40頭の捕獲を目標に捕獲を推進する。 ○アナグマ【40頭/年】 近年、目撃情報や露地野菜を中心に被害報告が寄せられるようになったため、年間40頭程度の捕獲を目標としていく。 ○スズメ【6,000羽/年】 ほぼ従来 of 捕獲計画数。 ○カラス【2,200羽/年】※ハシブトカラス、ハシボソカラスの合計 協議会にて購入した捕獲檻の稼働率を上げ、銃器以外による捕獲羽数を確保する。 ○ヒヨドリ【2,700羽/年】 ほぼ従来 of 捕獲計画数。 ○ムクドリ【1,100羽/年】 ほぼ従来 of 捕獲計画数。

○カワウ【200羽/年】 ほぼ従来の捕獲計画数。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	480	480	480
ニホンジカ	100	100	100
ニホンザル	10	10	10
ハクビシン	180	180	180
ヌートリア	180	180	180
アライグマ	40	40	40
タヌキ	180	180	180
キツネ	40	40	40
アナグマ	40	40	40
スズメ	6,000	6,000	6,000
カラス	2,200	2,200	2,200
ヒヨドリ	2,700	2,700	2,700
ムクドリ	1,100	1,100	1,100
カワウ	200	200	200

捕獲等の取組内容

【捕獲手段】

銃器、捕獲檻等による捕獲

【捕獲予定時期】

通年

【捕獲予定場所】

市内全域（主に山林や、山林・河川に近接する圃場）

なお、本市は第二種特定鳥獣管理計画における「分布域・被害地域の拡大を防止する防衛ゾーン」等に指定されていることから、同計画における対象鳥獣の分布域を拡大させないための捕獲も行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内一円	委譲済み。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ ニホンジカ	ワイヤーメッシュ柵等 計 5,000m	ワイヤーメッシュ柵等 計 5,000m	ワイヤーメッシュ柵等 計 5,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ ニホンジカ	設置自治会と管理委託契約を締結	設置自治会と管理委託契約を締結	設置自治会と管理委託契約を締結

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年 ～ 令和6年	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン ヌートリア アライグマ タヌキ キツネ アナグマ カラス	イノシシ、ニホンジカの対策として物理的な防除策であるワイヤーメッシュ柵の設置を進めていくが、設置の難しい地域等では、必要に応じて電気柵による防除も行う。 鳥害対策として大型カラス檻等の駆除や防除に有効な手法を導入し、被害軽減を進める。 駆除活動従事者不足対策と地域ぐるみの獣害対策推進のため地域捕獲団体の設立支援と活動支援を行う。 アライグマ、ヌートリアについては生活環境被害を与えるおそれがある特定外来生物対策としての捕獲も実施する。 また、緩衝帯の整備による心理的防除や作物残渣や未収穫農作物の適切な処理等、獣類を寄せない環境づくりの啓発を進めていく。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割

(2) 緊急時の連絡体制

--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設処理を基本とするが、肉として利活用が可能な場合には食用も可とする。また、学術研究への利用も学芸員等からの要請に応じて、対応することとする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状では大型獣の捕獲数が少ないため、捕獲者による自家消費のみ。捕獲数が増加した場合は必要に応じて更なる利用を検討する。
ペットフード	現状では捕獲数が少ないため利用なし。
皮革	現状では捕獲数が少ないため利用なし。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現状では利用なし

(2) 処理加工施設の実施

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

現状では有効利用に活用できるほど捕獲数が多くないため実施なし。捕獲数が増加した場合は必要に応じて検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	豊橋市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
愛知県東三河農林水産事務所 (農業改良普及課、農政課)	鳥獣関連情報の提供を行う。
愛知県東三河総局(環境保全課)	鳥獣関連情報の提供を行う。
豊橋農業協同組合	鳥獣関連情報の提供を行う。
豊橋市農業委員会	鳥獣関連情報の提供を行う。
愛知県農業共済組合	鳥獣関連情報の提供を行う。
広域狩猟連合豊橋支部	鳥獣関連情報の提供及び有害鳥獣の捕獲を行う。
豊橋市 (環境保全課、農地整備課、農業支援課)	鳥獣関連情報の提供及び有害鳥獣の捕獲支援を行うとともに、相互の連絡調整を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
愛知県東三河農林水産事務所 (水産課)	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
下豊川漁業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

特措法第9条に基づく実施隊を平成23年度設置。防護柵設置指導及び緩衝帯整備・生息環境除去の活動を実施。構成員は市職員。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

集落単位で鳥獣害対策に取り組める体制作りの検討を行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

野生鳥獣との共存を視野に入れ、農作物被害を誘因する恐れのある耕作放棄地の解消(及び生息環境の除去)を並行して進める。このため、同事業との連携を引き続き実施していく。

また、今後被害状況の把握や生息個体数の把握がより明確化される中で、当該被害防止計画が実態にそぐわないと判断される場合は、実態に合わせて随時修正を行うこととする。